

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 2月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第1号

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

岩手県港湾施設管理条例（昭和40年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 使用料（第12条関係）		別表第1 使用料（第12条関係）	
港湾施設	金額	港湾施設	金額
泊地及び水面貯木場	1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。 (1) 使用日数30日までは、1日までごとに <u>63銭</u> (泊地を使用する外航船舶にあつては、60銭) (2) 使用日数30日を超えるときは、超過日数1日までごとに <u>95銭</u> (泊地を使用する外航船舶にあつては、90銭)	泊地及び水面貯木場	1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。 (1) 使用日数30日までは、1日までごとに <u>65銭</u> (泊地を使用する外航船舶にあつては、60銭) (2) 使用日数30日を超えるときは、超過日数1日までごとに <u>98銭</u> (泊地を使用する外航船舶にあつては、90銭)
岸壁	総トン数1トンまでごとに、次の区分により計算した金額とする。 (1) 係留時間12時間までの場合 <u>4円97銭</u> (外航船舶にあつては、4円73銭) (2) 係留時間12時間を超え24時間までの場合 <u>6円62銭</u> (外航船舶にあつては、6円30銭) (3) 係留時間24時間を超える場合 前号の額に超過時間12時間までごとに <u>3円31銭</u> （外航船舶にあつては、3円15銭）を加えた額	岸壁	総トン数1トンまでごとに、次の区分により計算した金額とする。 (1) 係留時間12時間までの場合 <u>5円11銭</u> (外航船舶にあつては、4円73銭) (2) 係留時間12時間を超え24時間までの場合 <u>6円81銭</u> (外航船舶にあつては、6円30銭) (3) 係留時間24時間を超える場合 前号の額に超過時間12時間までごとに <u>3円41銭</u> （外航船舶にあつては、3円15銭）を加えた額
係船浮標	係留時間24時間までごとに、次の区分による金額と	係船浮標	係留時間24時間までごとに、次の区分による金額と

			<p>する。</p> <p>(1) 総トン数3,000トン未満 <u>3,990円</u> (外航船舶にあっては、3,800円)</p> <p>(2) 総トン数3,000トン以上5,000トン未満 <u>6,300円</u> (外航船舶にあっては、6,000円)</p> <p>(3) 総トン数5,000トン以上10,000トン未満 <u>9,555円</u> (外航船舶にあっては、9,100円)</p> <p>(4) 総トン数10,000トン以上 <u>15,960円</u> (外航船舶にあっては、15,200円)</p>
	上屋		<p>1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額（くん蒸設備を使用する場合にあつてはくん蒸する貨物の取扱量1トンまでごとに<u>136円50銭</u>を、冷凍コンテナ用コンセント設備を使用する場合にあつては1日までごとにコンセント1口ごとに<u>2,589円</u>及び電気料金を当該合計額に加えた額）とする。</p> <p>(1) 使用日数15日までは、1日までごとに <u>15円75銭</u></p> <p>(2) 使用日数15日を超え30日までは、超過日数1日までごとに <u>31円50銭</u></p> <p>(3) 使用日数30日を超えるときは、超過日数1日までごとに <u>47円25銭</u></p>
野積場	舗装したものの専用	コンテナ専用	<p>1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。</p> <p>(1) 使用日数15日までは、1日までごとに</p>

			<p>する。</p> <p>(1) 総トン数3,000トン未満 <u>4,104円</u> (外航船舶にあっては、3,800円)</p> <p>(2) 総トン数3,000トン以上5,000トン未満 <u>6,480円</u> (外航船舶にあっては、6,000円)</p> <p>(3) 総トン数5,000トン以上10,000トン未満 <u>9,828円</u> (外航船舶にあっては、9,100円)</p> <p>(4) 総トン数10,000トン以上 <u>16,416円</u> (外航船舶にあっては、15,200円)</p>
	上屋		<p>1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額（くん蒸設備を使用する場合にあつてはくん蒸する貨物の取扱量1トンまでごとに<u>140円40銭</u>を、冷凍コンテナ用コンセント設備を使用する場合にあつては1日までごとにコンセント1口ごとに<u>2,664円</u>及び電気料金を当該合計額に加えた額）とする。</p> <p>(1) 使用日数15日までは、1日までごとに <u>16円20銭</u></p> <p>(2) 使用日数15日を超え30日までは、超過日数1日までごとに <u>32円40銭</u></p> <p>(3) 使用日数30日を超えるときは、超過日数1日までごとに <u>48円60銭</u></p>
野積場	舗装したものの専用	コンテナ専用	<p>1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。</p> <p>(1) 使用日数15日までは、1日までごとに</p>

	以外 のもの	<p>3円15銭</p> <p>(2) 使用日数15日を超え30日までは、超過日数1日までごとに 3円78銭</p> <p>(3) 使用日数30日を超えるときは、超過日数1日までごとに 4円41銭</p>
	コンテナ専用	<p>1日までごとに次の区分により計算した金額の合計額（冷凍コンテナ用コンセント設備を使用する場合には、1日までごとにコンセント1口ごとに2,589円及び電気料金を当該合計額に加えた額）並びに荷役機械用コンセント設備を使用する場合には、1月までごとに95,000円及び電気料金とする。</p> <p>(1) 長さが20フィート以下のコンテナ 1個ごとに 50円</p> <p>(2) 長さが20フィートを超えるコンテナ 1個ごとに 100円</p>
	舗装しないもの	<p>1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。</p> <p>(1) 使用日数15日までは、1日までごとに 1円58銭</p> <p>(2) 使用日数15日を超え30日までは、超過日数1日までごとに 2円36銭</p> <p>(3) 使用日数30日を超えるときは、超過日数1日までごとに 3円15銭</p>
陸上貯木場	舗装したもの	<p>1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。</p> <p>(1) 使用日数15日までは、1日までごとに</p>

	以外 のもの	<p>3円24銭</p> <p>(2) 使用日数15日を超え30日までは、超過日数1日までごとに 3円89銭</p> <p>(3) 使用日数30日を超えるときは、超過日数1日までごとに 4円54銭</p>
	コンテナ専用	<p>1日までごとに次の区分により計算した金額の合計額（冷凍コンテナ用コンセント設備を使用する場合には、1日までごとにコンセント1口ごとに2,664円及び電気料金を当該合計額に加えた額）並びに荷役機械用コンセント設備を使用する場合には、1月までごとに97,716円及び電気料金とする。</p> <p>(1) 長さが20フィート以下のコンテナ 1個ごとに 51円84銭</p> <p>(2) 長さが20フィートを超えるコンテナ 1個ごとに 103円68銭</p>
	舗装しないもの	<p>1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。</p> <p>(1) 使用日数15日までは、1日までごとに 1円62銭</p> <p>(2) 使用日数15日を超え30日までは、超過日数1日までごとに 2円43銭</p> <p>(3) 使用日数30日を超えるときは、超過日数1日までごとに 3円24銭</p>
陸上貯木場	舗装したもの	<p>1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。</p> <p>(1) 使用日数15日までは、1日までごとに</p>

		<p style="text-align: right;"><u>3円15銭</u></p> <p>(2) 使用日数15日を超え30日までは、<u>超過日数1日</u>までごとに <u>3円78銭</u></p> <p>(3) 使用日数30日を超えるときは、<u>超過日数1日</u>までごとに <u>4円41銭</u></p>
舗装しないもの	<p>1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。</p> <p>(1) 使用日数15日までは、1日までごとに <u>1円58銭</u></p> <p>(2) 使用日数15日を超え30日までは、<u>超過日数1日</u>までごとに <u>2円36銭</u></p> <p>(3) 使用日数30日を超えるときは、<u>超過日数1日</u>までごとに <u>3円15銭</u></p>	
船舶のための給水施設	<p>給水1トンまでごとに、次の区分により計算した金額とする。</p> <p>(1) 執務時間内 水道料金に<u>157円50銭</u>（外航船舶にあつては、150円）を加えた額</p> <p>(2) [略]</p>	

[略]

別表第2 占用料（第12条関係）

区分	金額
工作物を設置する場合	<p>[略]</p> <p>その他 の工作物 1月までごとに1平方メートルまでごとに 100円 (占有する期間が1月に満たない場合にあつては、<u>105円</u>)</p>
工作物を設置しない場合	<p>1月までごとに1平方メートルまでごとに 100円 (占有する期間が1月に満たない場合にあつては、<u>105円</u>)</p>

		<p style="text-align: right;"><u>3円24銭</u></p> <p>(2) 使用日数15日を超え30日までは、<u>超過日数1日</u>までごとに <u>3円89銭</u></p> <p>(3) 使用日数30日を超えるときは、<u>超過日数1日</u>までごとに <u>4円54銭</u></p>
舗装しないもの	<p>1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。</p> <p>(1) 使用日数15日までは、1日までごとに <u>1円62銭</u></p> <p>(2) 使用日数15日を超え30日までは、<u>超過日数1日</u>までごとに <u>2円43銭</u></p> <p>(3) 使用日数30日を超えるときは、<u>超過日数1日</u>までごとに <u>3円24銭</u></p>	
船舶のための給水施設	<p>給水1トンまでごとに、次の区分により計算した金額とする。</p> <p>(1) 執務時間内 水道料金に<u>162円</u>（外航船舶にあつては、150円）を加えた額</p> <p>(2) [略]</p>	

[略]

別表第2 占用料（第12条関係）

区分	金額
工作物を設置する場合	<p>[略]</p> <p>その他 の工作物 1月までごとに1平方メートルまでごとに 100円 (占有する期間が1月に満たない場合にあつては、<u>108円</u>)</p>
工作物を設置しない場合	<p>1月までごとに1平方メートルまでごとに 100円 (占有する期間が1月に満たない場合にあつては、<u>108円</u>)</p>

円)

[略]

別表第3 使用料又は利用料金の上限額(第12条、第16条の3関係)

港湾施設		金額	
船舶保管施設	艇庫	一般	1月までごとに1艇ごとに <u>6,200円</u> (使用する期間が1月に満たない場合にあっては、1日までごとに <u>315円</u>)
		生徒及び学生	1月までごとに1艇ごとに <u>3,100円</u> (使用する期間が1月に満たない場合にあっては、1日までごとに <u>157円</u>)
	艇置場	一般	1月までごとに1艇ごとに <u>3,050円</u> (使用する期間が1月に満たない場合にあっては、1日までごとに <u>147円</u>)
		生徒及び学生	1月までごとに1艇ごとに <u>1,525円</u> (使用する期間が1月に満たない場合にあっては、1日までごとに <u>73円</u>)
	港湾管理事務所	一般	1時間までごとに <u>840円</u>
		生徒及び学生	1時間までごとに <u>420円</u>

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

円)

[略]

別表第3 使用料又は利用料金の上限額(第12条、第16条の3関係)

港湾施設		金額	
船舶保管施設	艇庫	一般	1月までごとに1艇ごとに <u>6,380円</u> (使用する期間が1月に満たない場合にあっては、1日までごとに <u>324円</u>)
		生徒及び学生	1月までごとに1艇ごとに <u>3,190円</u> (使用する期間が1月に満たない場合にあっては、1日までごとに <u>162円</u>)
	艇置場	一般	1月までごとに1艇ごとに <u>3,140円</u> (使用する期間が1月に満たない場合にあっては、1日までごとに <u>152円</u>)
		生徒及び学生	1月までごとに1艇ごとに <u>1,570円</u> (使用する期間が1月に満たない場合にあっては、1日までごとに <u>76円</u>)
	港湾管理事務所	一般	1時間までごとに <u>864円</u>
		生徒及び学生	1時間までごとに <u>432円</u>

[略]